写

議案第四十七号

財産区財産の処分について

次のとおり財産区財産を処分することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十年三月十一日

三朝町長　松村喬成

昭和六拾年参月廿参日　原案可決

三朝町議会議長　名越典由

一　財産の種類　土地

二　所在地　東伯郡三朝町大字森字養老谷一番の一、一番の二、四番、一三番、一九番、大字森字岩田三四番

三　処分予定面積　一一五、二四八平方メートル

四　処分予定価額　四二、八一六、〇〇〇円

五　相手方　鳥取県東町一の二七一

財団法人　鳥取県農業開発公社

理事長　西尾邑次

六　処分の理由　団体営草地開発事業による草地造成用地として、財団法人鳥取県農業開発公社に売渡しする。